

みどり活動支援事業の概要について

1 目的

市内で緑の活動を自主的に取り組む団体に対し、園芸資材等の支援を校区ごとに行い、自立活動へと発展していくことで地域コミュニティの形成などを図ることを目的とする。

2 支援団体と条件

- ・堺市内全小学校区を対象とし、地域（校区）を中心に活動する10人以上の団体であること。※原則、活動する校区内の住民又は校区内に勤務する者
- ・活動場所が地域のまちかど、広場など公開性があり、土地所有者の使用許可を得ていること。

3 支援条件と支援内容について

- ・年1回申請（令和4年6月21日(火)～令和4年7月5日(火)）
- ・申請書（様式1）に基づき資材支援を年2回（9月中旬と翌年2月中旬配付予定）
- ・配付できる資材の種類、数量には制限があるため、校区単位で決定。
- ・同一校区内に複数の活動団体がある場合は、団体間で調整していただきます。
*活動地をひとつにまとめるわけではありません。
- ・配送場所は原則1ヶ所。
- ・翌年3月には実績報告書（様式5）を提出すること。
（提出期限：令和5年3月24日(金)まで）
*申請書一式の中にある「実績報告書（様式5）」にて活動内容等を記入の上、活動写真の添付をお願いします。

4 申請書の提出と申請の決定

- ・支援を受けようとする団体は、期日までに申請書を堺市公園協会に提出。
- ・申請内容を精査した後、採用の場合は決定通知書を送付します。（7月下旬）
*申請者が多数の場合は、支援が出来ない場合があります。

5 資材の支援

- ・1校区100ポイントを上限。
- ・複数の活動団体がある場合は、校区内で資材申請の合計ポイントを調整をしていただき申請していただきます。

6 啓発看板の設置について

- ・事業の主旨を広く周知するため、啓発看板を設置していただきます。
（看板は堺市公園協会より提供）